

川崎市公告第789号

都市公園法（昭和31年4月20日法律第79号。以下「法」という。）第27条第5項の規定により、次のとおり公示します。

令和8年4月23日

川崎市長 福田 紀彦

1 川崎市都市公園条例第23条に定める公示事項

- (1) 名称又は種類及び数量
 - (2) 放置されていた場所及び除却した日時
 - (3) 保管を始めた日時及び保管の場所
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、返還するため必要と認められる事項
- 上記(1)～(4)号の内容については、別紙保管物件一覧簿のとおりとします。

2 返還を受ける方法

- (1) 返還場所
多摩区役所道路公園センター
- (2) 返還日時
月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時までとします。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までを除きます。
- (3) 持参するもの
 - ア 物件の所有者等と証明できるもの
 - イ 氏名及び住所を証明するもの
 - ウ 印鑑

3 その他

物件の撤去、保管その他の措置に要した費用は所有者等の負担となります。

また、都市公園法第27条第10項の規定により、当該物件を令和8年10月22日までに返還することができないときは、当該物件の所有権は川崎市に帰属します。

4 本件に関する問い合わせ先

多摩区役所道路公園センター
電話 044-946-0044

